

282

【取扱い厳重注意】

平成23年10月19日

聴取結果書

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局

局員 仁保 智紀

平成23年10月19日、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証のため、関係者から聴取した結果は、下記のとおりであるので報告する。

記

第1 被聴取者、聴取日時、聴取場所、聴取者等

1 被聴取者

文部科学省大臣官房審議官（生涯学習政策局担当） 伊藤 洋一

2 聴取日時

平成23年10月19日午前10時頃から同日午後10時30分頃まで

3 聴取場所

文部科学省9階審議官室

4 聴取者

飯崎 準 参事官補佐

仁保 智紀 主査

5 ICレコーダーによる録音の有無等

あり

なし（音声データが失われたため）

第2 聴取内容

第一原発周辺のモニタリングについて
別紙のとおり。

第3 特記事項

特になし。

以上

【取扱い厳重注意】

別紙

1. 被聴取者の身分

伊藤審議官は、3月14日から、緊急参集チーム要員として、他の複数の文科省幹部と交代で官邸地下に詰め、緊急参集チームと EOC（文科省非常災害対策センター）との連絡、調整に当たっていた。

2. 福島原発周辺のモニタリングについて

私（伊藤審議官）が官邸に詰めていた3月28日に、緊急参集チームにおいて警戒区域の設定と第一原発から20km圏内への一時立ち入りの議論が開始され、伊藤危機管理監から、「現在、20km圏内のモニタリングが十分に行われていないので、文科省と東電で調整して、この地域でのモニタリングを実施するように」との指示があった。これを受け、私（伊藤審議官）は、伊藤危機管理監からの指示を EOC に伝えた（EOC で連絡を受けたのは、XXXXXXXXXXであったと思う）。

はっきりとは覚えていないが、私（伊藤審議官）が EOC に連絡したときには、20km圏内のモニタリングは東電と文科省のどちらが行うか決まっておらず、両者で、測定点や測定方法について相談するよう伝えたと記憶している。その後、いつのことであったかは分からないが、文科省から、「文科省が保有するモニタリング機材には限りがあるので、文科省だけで20km圏内のモニタリングを行うことは難しい」という意見が出たのを覚えている。4月2日に再び緊急参集チームに行ったときには、既に20km圏内のモニタリングは終わっており、3月28日以降の経緯は承知していない。

（当方より、4月18日に第一原発から20km圏内の陸域において再度モニタリングが行われることとなった経緯について問うたところ）4月18日にモニタリングが行われたことを知ったのは、事後であったと記憶しているので、右モニタリングが行われることとなった経緯については承知していない。

（当方より、3月29日に東電が福島原発から30km圏内の海域においてモニタリングを行うこととなった経緯について問うたところ）よく覚えていないが、「汚染水を海洋に放出したのは東電であるので、放出主体として東電が責任をもって行うべきである」という話であったと思う。文科省と東電の間でどのようなやりとりが行われたのかは分からないが、少なくとも緊参チームにおいては、海域モニタリングに関する役割分担についての議論はなかったと記憶している。